

障害者の地域生活に係る市町の支援計画等に関する調査票

I 障害者計画及び障害福祉計画の所管課、並びに二つの計画の関係等について

障害者基本法第11条第3項に基づく市町障害者計画及び障害者総合支援法第88条に定める市町障害福祉計画（以下「市町障害者支援重要2計画」という。別添資料1関係2法（抜粋）参照）に係る各所管課（問合せ先）及び両計画の関係について、次の1及び2にご記入ください。

1 所管課等（問合せ先）

(1) 市町障害者計画

市町名	所属名	担当者	電話、Fax、E-mail
	部	職名 _____	Tel
	課		Fax
	係	氏名 _____	E-mail

市町障害福祉計画の担当課又は係等が異なる場合次の(2)にご記入ください。

(2) 市町障害福祉計画

市町名	所属名	担当者	電話、Fax、E-mail
	部	職名 _____	Tel
	課		Fax
	係	氏名 _____	E-mail

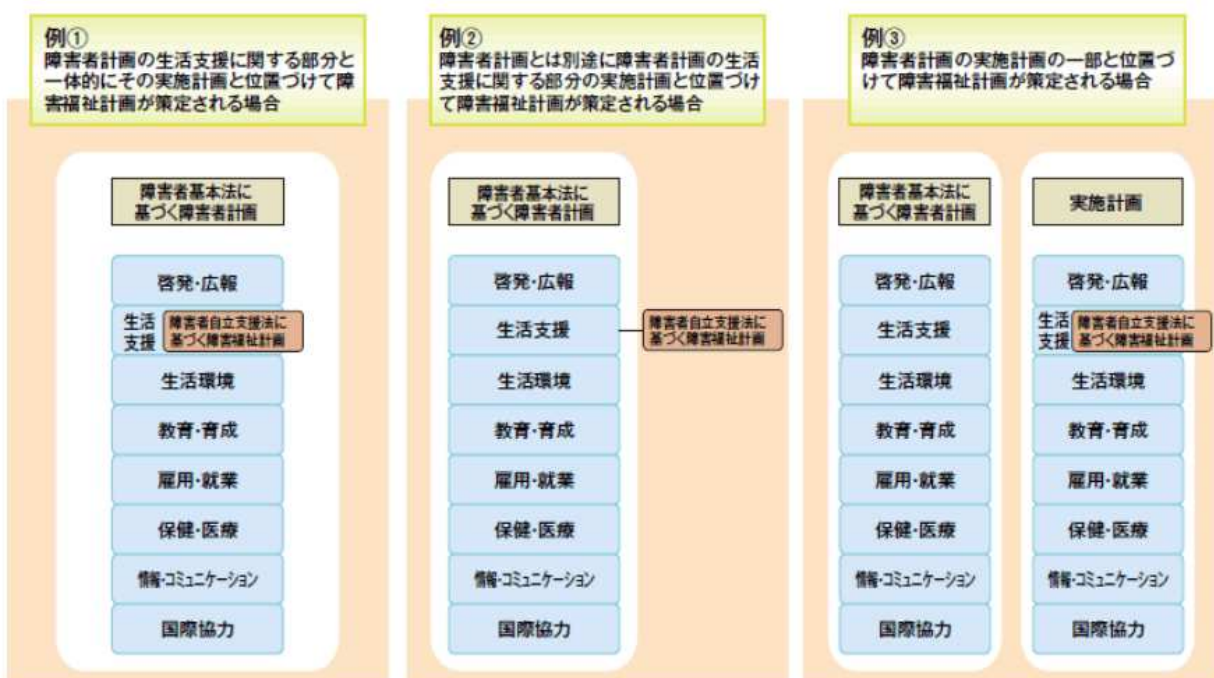
2 市町障害者計画及び市町障害福祉計画の関係

市町障害者計画及び市町障害福祉計画の関係は、次の何れに該当しますか。

- ア 下図の例1に該当する。
- イ 下図の例2に該当する。
- ウ 下図の例3に該当する。

障害者計画と障害福祉計画の関係

- 障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



(注) 基本計画及び実施計画の項目立ては、国にならった場合。

資料：内閣府

3 市町障害者支援重要2計画に係る名称、対象期間、期間内の変更、時期計画等の基本的事項

(1) 市町障害者計画に係る名称及び計画対象期間等、並びに次期市町障害者計画の策定時期等

ア 現市町障害者計画の名称及び計画対象期間をご記入ください。

計画の名称	
計画対象期間	平成 年から 年まで (年間)

イ 次期市町障害者計画の計画策定時期及び計画対象期間をご記入ください。

計画策定時期	
計画対象期間	平成 年から 年まで (年間)

(2) 第3期市町障害福祉計画の計画変更の実施状況及び第4期計画の公表予定時期等

ア 第3期市町障害福祉計画（H24～H26年度）の対象期間内における計画変更の実施状況

障害者自立支援法の改正（平成24年6月27日公布※）に伴い、対象期間内に表中欄の事業に係る当初計画に内容を変更されている場合、表の右欄に○印をご記入の上、変更後の計画をご提供くださいますようお願いいたします。

年度	計画対象に追加された事業・対象拡大等内容が変更された事業	変更
H25 施行	1 地域生活支援事業の追加（障害者の理解を深めるための研修や啓発事業、手話通訳者等を養成する事業等）	
	2 同上（意思疎通支援を行う者を養成する事業）	
	3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に係る事項についての障害福祉計画の策定	
H26 施行	1 重度訪問介護の対象拡大	
	2 グループホームへの一元化	
	3 地域移行支援の対象拡大	

※法改正の内容に係る厚生労働省の資料を別添資料2として参考に添付しています。

イ 第4期市町障害福祉計画（H27～H29年度）の公表時期等

今年度策定される第4期障害者福祉計画の公表時期等について、ご記入ください。

① 公表時期

（平成 年 月 予定）

② 公表方法（複数回答可）

1) 印刷物

2) ホームページ

3) その他

3)に該当する場合、具体的内容をご記入ください。

()

II 障害者計画に関する調査について

市町障害者計画に関して各表中左欄の調査事項を実施している場合、又は計画に盛り込んでいる場合、表中右の「貴市町」の欄に○印をご記入ください。

なお、この章及び第3章の地方障害者施策推進協議会等の設置状況に関する調査は、内閣府が地方公共団体の取組状況等について情報をとりまとめ、ホームページ(※)で公開しているものです。

※内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 地方公共団体の取組み

1 計画の策定体制及び推進体制の状況

(1) 計画の策定体制

調査事項	県内市町※	貴市町
①関係部局による検討チーム	24	
②ニーズ調査の実施	38	
③当事者からのヒアリング	31	
④計画策定段階における住民参加	34	
⑤地方障害者施策推進協議会議等の活用	19	

※県内における調査事項実施等該当市町数（神戸市を除く。以下この章では同じ。）

(2) 計画の推進体制

調査事項	県内市町※	貴市町
①計画の実施状況の把握	38	
②計画に盛り込まれた施策等の有効性検証	33	
③部局横断的な組織の設置	16	
④障害者関係団体との意見交換	32	

2 市町障害者計画に盛り込んだ施策の分野と数値目標の設定

調査事項	記載の有無		数値目標の設定	
	県内市町	貴市町	県内市町	貴市町
1 啓発・広報	40		0	
2 生活支援	40		1	
3 生活環境	40		0	
① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進	40		—	
② 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	39		—	
③ 安全な交通の確保	35		—	
④ 防災	40		—	
⑤ 防犯	31		—	
⑥ その他	0		—	
4 教育・育成	39		0	
5 雇用・就業	40		2	
6 保健・医療	40		0	
7 情報・コミュニケーション	40		2	
8 国際協力	1		0	
9 その他	0		0	

Ⅲ 市町障害福祉計画（第3期）に定められた見込み量等に関する調査について

1 市町障害福祉計画に定められている障害福祉サービスの見込み量及び実績

(1) 第3期障害福祉サービスの見込み量について、下表にご記入ください。

種類		単位(月)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系	居宅介護	人			
		時間			
	重度訪問介護	人			
		時間			
	同行援護	人			
		時間			
行動援護	人				
	時間				
重度障害者等包括支援	人				
	時間				
日中系	生活介護	人			
		人日分			
	自立訓練（機能訓練）	人			
		人日分			
	自立訓練（生活訓練）	人			
		人日分			
	就労移行支援	人			
		人日分			
	就労継続支援（A型）	人			
		人日分			
就労継続支援（B型）	人				
	人日分				
療養介護	人				
短期入所	人				
	人日分				
居住系	共同生活援助	人			
	共同生活介護	人			
施設入所支援	人				
相談支援	計画相談支援	人			
	地域移行支援	人			
	地域定着支援	人			

①時間分：月間のサービス提供時間、②「人分」：月間の利用人数

③人日分：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(2)障害福祉サービスの実績（平成 24 年度及び 25 年度）について下表にご記入ください。

種類		単位(月)	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問系	居宅介護	人		
		時間		
	重度訪問介護	人		
		時間		
	同行援護	人		
		時間		
行動援護	人			
	時間			
重度障害者等包括支援	人			
	時間			
日中系	生活介護	人		
		人日分		
	自立訓練（機能訓練）	人		
		人日分		
	自立訓練（生活訓練）	人		
		人日分		
	就労移行支援	人		
		人日分		
	就労継続支援（A型）	人		
		人日分		
	就労継続支援（B型）	人		
		人日分		
療養介護	人			
	人日分			
短期入所	人			
	人日分			
居住系	共同生活援助	人		
	共同生活介護	人		
	施設入所支援	人		
相談支援	計画相談支援	人		
	地域移行支援	人		
	地域定着支援	人		

2 市町障害福祉計画に定められている地域生活支援事業の見込み量及び実績等

(1) 地域生活支援事業の見込み量及び実施に関する考え方について下表にご記入ください。

事業	年度等	単位 (月)	24年度	25年度	26年度	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業						
	実施見込み箇所数	箇所				
	基幹相談支援センター	有無				
② 市町相談支援機能強化事業						
③ 住宅入居等支援事業						
(2) 成年後見制度利用支援事業						
		人				
(3) コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
		人				
② 手話通訳者設置事業						
		人				
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具						
		件				
② 自立生活支援用具						
		件				
③ 在宅療養等支援用具						
		件				
④ 情報・意思疎通支援用具						
		件				
⑤ 排泄管理支援用具						
		件				
⑥ 居宅生活動作補助用具						
		件				
(5) 移動支援事業						
		人				
		時間				
(6) 地域活動支援センター						
		箇所				
		人				
(7) 発達障害者支援センター(神戸市に限る)						
		箇所				
		人				
(8) 障害児等療育支援事業(神戸市、姫路市、尼崎市に限る)						
		箇所				
(9) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要とされる事業						

注1：記入に当たり、別添資料3(平成21年1月8日付障企自発第0108001号)をご参照ください。

注2：近隣市町と広域的にする事業、他市町に委託する事業、県が代わって実施する事業はその旨を明記してください。

注3：(7)は神戸市に限り、(8)は神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市に限ります。

注4：(9)のその他事業の記入欄が不足する場合、欄を拡大する等により情報提供をお願いします。

例) 福祉ホーム、訪問入浴サービス、日中一時支援など

(2) H24 及び H25 の地域生活支援事業の実績について、下表にご記入ください。

事業	年度等	単位 (月)	24 年度	25 年度
(1) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業				
	実施見込み箇所数	箇所		
	基幹相談支援センター	有無		
	② 市町相談支援機能強化事業	有無		
	③ 住宅入居等支援事業	有無		
(2) 成年後見制度利用支援事業		人		
(3) コミュニケーション支援事業				
	① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人		
	② 手話通訳者設置事業	人		
(4) 日常生活用具給付等事業				
	① 介護・訓練支援用具	件		
	② 自立生活支援用具	件		
	③ 在宅療養等支援用具	件		
	④ 情報・意思疎通支援用具	件		
	⑤ 排泄管理支援用具	件		
	⑥ 居宅生活動作補助用具	件		
(5) 移動支援事業		人		
		時間		
(6) 地域活動支援センター		箇所		
		人		
(7) 発達障害者支援センター(神戸市に限る)		箇所		
		人		
(8) 障害児等療育支援事業(神戸市、姫路市、尼崎市に限る)		箇所		
(9) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要とされる事業				

IV 障害者福祉等に関する計画策定等への障害者等の参画について

貴市町における障害者の自立及び社会参加を支援する計画の策定及び当該計画の実施状況の管理に関する障害者の参加状況についてお尋ねします。

1 市町における地方障害者施策推進協議会等の合議制の機関の設置状況

- (1) 計画策定に係る合議制の機関（協議会等）を設置されていますか。
- ア 設置している。（参考：国集計によると、兵庫県は 20/40 市町設置）
- イ 設置していない。

上記(1)でアと回答された場合、次の(2)から(5)の設問にお答えください。

- (2) 協議会等の名称をご記入ください。

()

- (3) 協議会等の設置根拠は、次の何れに該当しますか。

- ア 条例に基づき設置している。（参考国集計 兵庫県は 11/40 市町設置）
- イ 要綱その他に基づき設置している。（参考国集計 兵庫県は 9/40 市町設置）

- (4) 協議会等の処理する事務は次の何れに該当しますか。（複数回答可）

- ア 障害者基本法第 36 条第 4 項第 1 号に規定する事項の処理
- ・ 障害者計画の策定に当たって障害者及び関係者からの意見聴取
- イ 障害者基本法第 36 条第 4 項第 2 号に規定する事項の処理
- ・ 障害者に関する施策の総合的・計画的な推進のための調査審議及び実施状況の監視
- ウ 障害者基本法第 36 条第 4 項第 3 号に規定する事項の処理
- ・ 障害者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査等

- (5) 協議会等の委員数及び障害者及び家族の参加人員について、下記の表にご記入ください。併せて、委員の分野構成表又は分野が分かる名簿等の提供をお願いします。

委員 総数	関係 者計 (ア)+(カ)	障害のある委員の人数									障害 者の 家族 (カ)
		身体障害						知的 障害 (ウ)	精神 障害 (エ)	その 他の 障害 (オ)	
		合計 (ア) = (イ)～(オ)	小計 (イ) = ①～④	肢 体 不 自 由 ①	視 覚 障 害 ②	聴 覚 障 害 ③	内 部 障 害 ④				

2 市町障害福祉計画の策定等に関する協議会等

- (1) 障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づく協議会を設置されていますか。
- ア 設置している。
- イ 設置していない。

上記(1)でアと回答された場合、次の(2)の設問にお答えください。

(2) 上記(1)の協議会の設置根拠は、次の何れに該当しますか。

- ア 条例に基づき設置している。
- イ 要綱等に基づき設置している。

(3) 市町障害福祉計画の策定に当たって、障害者及び関係機関等の意見聴取を次の何れにより実施していますか。(複数回答可)

- ア 上記1の協議会の意見を聴取している。
- イ 障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関の意見を聴取している。
- ウ その他の方法で意見を聴取している。
その内容をご記入ください。

()

(4) 協議会等の委員数及び障害者及び家族の参加人員について、下記の表にご記入ください。併せて、法第89条の3第1項掲げられた関係機関等の分野ごとの委員構成分かる表又は名簿等の提供をお願いします。

委員 総数	関係 者計 (ア)+(カ)	障害のある委員の人数									障害 者の 家族 (カ)
		身体障害						知的 障害 (ウ)	精神 障害 (エ)	その 他の 障害 (オ)	
		合計 (ア) = (イ)～(オ)	小計 (イ) = ①～④	肢 体 不 自 由 ①	視 覚 障 害 ②	聴 覚 障 害 ③	内 部 障 害 ④				

V 障害者、障害福祉サービス等事業者及び関係者からの意見・質問

次の設問は、障害者の地域生活を支援する事業所連絡会（神戸・阪神間、播磨、淡路の障害福祉サービス事業所で構成。事務局はNPO法人拓人こうべ。）を利用する障害者及び職員等の関係者から、県内の他の市町の制度運用等に関して知りたいとして当法人に寄せられた質問・意見を基に、当法人が整理したものです。ご回答方よろしくお願ひします。

<障害者総合支援法の運用関係>

1 65歳問題（介護保険制度の優先利用等）について

障害者が65歳以上になると、基本的には介護保険制度の利用が優先され、障害者総合支援法の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して受けることが原則とされています。貴市町における取扱いについて、2014.02.03読売新聞記事（別添資料4）及び関係事業所の意見を基に作成した次の(1)から(5)の設問にご回答ください。

(1) 総合支援法の介護給付サービスを受けていた者が65歳になった場合、提供されているサービスは次の何れに該当しますか。

ア すべて総合支援法で対応している。

イ 介護保険で不十分な場合は、総合支援法から上乗せ給付して65歳になる前と同様にサービスを提供する。

ウ 介護保険で不十分な場合は、総合支援法から上乗せ給付しているが、他の介護保険利用者との公平性等の観点から一定制限している。

エ 総合支援法による上乗せ給付はしていない。

(2) 総合支援法の生活介護サービスの事業所を利用していた者が、介護保険の事業所へ移られたケースはありますか。

ア ケースがある。（この場合においても、利用者の負担増が生じることがある。）

イ ケースはない。

(3) 上記(1)のイ、ウ、エ、又は上記(2)のアに該当する市町にお尋ねします。

介護保険の利用により、65歳以前に比べて利用者の負担が増額する場合、軽減措置は次の何れに該当しますか。

ア 65歳以前と同額となるよう措置している。

イ 生活保護受給者等低額所得者のみ同額となるよう措置している。

その範囲をご記入ください。（

）

ウ 低額所得者は市町独自の減額措置をしている。

その内容をご記入ください。（

）

エ 軽減措置はしていない。

(4) 65歳になった以降の取扱基準又は取扱方針を定めていますか。

ア 定めている。

イ 定めていない。

(5) 上記(4)でアと回答された市町の方に、取扱基準等をご提供くださいますようお願いいたします。

※参考までに厚生労働省の通知文を資料5として添付しています。

2 聴覚障害者への防災情報等の提供及び各種連絡手段としてのF a x送信ネット等について

(1) 災害時の聴覚障害者への情報発信システム整備については、次の何れに該当しますか。（複

数回答可)

- ア 携帯電話による緊急発信システムを整備している。
- イ 文字付防災無線などの緊急発信システムを整備している。
- ウ ア、イ以外の方法で対応している。

ウに該当する場合、具体的内容をご記入ください。

()

- (2) 学校等の公益施設からの連絡（例えば聴覚障害者の保護者への「警報発令による休校」の緊連絡）について、次の何れに該当しますか。（複数回答可）

- ア 登録者へのメール又はF a x等による仕組みを整備している。
- イ 当事者の要請があった場合、対応するなど方針を定めている。
- ウ ア又はイ以外の対応をしている。

ウに該当する場合、具体的内容をご記入ください。

()

3 移動支援（ガイドヘルプ）の利用時間数について

- (1) 利用時間数に関する上限値を定められていますか。

- ア 定めている。
- イ 定めていない。

- (2) 上記(1)でアと回答された場合、障害の種別、支援区分又は目的等の別で区分された区分ごとの利用時間数の上限値をご記入ください。

()

4 グループホームへの入所等に関する普及啓発及び相談等について

ご高齢の親と同居する障害者にとって、地域生活への移行は喫緊の課題であると考えられますが、障害者及びその親にとって、グループホームの利用や一人暮らしを始めるための支援制度及びその手続き等の仕組み、並びに相談先が分からない（市役所・役場等へ行けない場合もある）と困惑している事例があります。このような「親子同居世帯からの地域生活への移行」を課題とする人を対象とした普及啓発及び相談会等の取組についてお尋ねします。

- (1) 普及啓発及び相談会等の取組をされていますか。

- ア 実施している。
- イ 実施していない。

- (2) 上記(1)でアと回答された場合、その内容をご記入ください。

()

5 成年後見人制度の活用等に関する普及啓発等について

上記4と同様、親亡き後の重要な障害者支援である成年後見人制度及び権利擁護について、具体的取組等をお尋ねします。

- (1) 成年後見人制度の活用に向けて、次のいずれの取組をされていますか。

- ア 普及啓発事業

アに該当する場合内容をご記入ください。()

イ 後見人育成事業
イに該当する場合内容をご記入ください。()

ウ 制度活用等に係る体制整備
ウに該当する場合内容をご記入ください。()

エ 財政的支援等について、ご記入ください。
エに該当する場合内容をご記入ください。()

(2) 障害者の虐待防止、救済のために次の何れ取組をされていますか。(複数回答可)

ア 虐待防止、救済のためのセンター等を設置している。

イ その他の取組をしている。

イに該当する場合内容をご記入ください。()

6 生活介護において入浴サービスを行う事業所への支援について

生活介護事業所では、入浴サービスもその事業内容とされています。

入浴サービスを行う事業所の場合、水道、燃料、タオル及び石鹼類等経費、並びに人的経費が事業所の負担になっています。介護保険のデイサービスでは加算がありますが、障害福祉サービスでは支援がありません。このため、当該サービスを行う事業所への支援についてお尋ねします。

(1) 事業所の支援措置について

ア 実施している。

イ 実施していない。

(2) 上記(1)でアと回答された場合、その内容をご記入ください。

()

7 障害福祉サービス等の利用契約対象事業所及び補装用具等の購入対象店舗等に関する情報提供について

障害者等が、貴市町において障害者総合支援法による支援制度の利用等(障害福祉サービス利用、相談支援利用、補装具購入、地域生活支援事業によるサービス利用及び日常生活用具の購入等)を利用しようとする場合、契約・購入等の対象となる事業所等に関する情報提供についてお尋ねします。

(1) 契約・購入の対象となる事業所等に係る情報提供を実施されていますか。

ア 実施している。

イ 実施していない。

(2) 上記(1)でアと回答された場合、実施されている情報提供は、次の何れに該当しますか。

ア 対象事業所、店舗等の一覧表等を作成(利用の手引き等のパンフレットへの記載も含む)し配布している。

イ ホームページに掲載している。

ウ その他

ウに該当する場合、具体的内容をご記入ください。

()

<障害者総合支援法以外の障害者支援>

8 市町公営住宅のグループホームへの目的外使用許可について

- (1) 公営住宅におけるグループホーム開設の実績はありますか。
- ア 実績がある。
 - イ 実績はない。
- (2) 上記(1)でアと回答された場合、その団地数及び戸数をご記入ください。
- ・ 団地数 ()
 - ・ 戸数 ()
- (3) 今後、グループホームへの公営住宅の目的外使用を許可する計画はありますか。
- ア 計画がある。
 - イ 計画はない。
- (4) 上記(3)でアと回答された場合、計画の内容は次の何れに該当しますか。
- ア 具体の計画がある。
 - イ 計画を検討している。
 - ウ 計画はない。
- (5) 上記(3)でアと回答された場合、計画の内容は次の何れに該当しますか。(複数回答可)
- ア 当面目的外使用許可をする団地又は戸数を設定している。
 - イ 目的外使用許可をする方針(戸数等)を定めている。
 - ウ その他
ウに該当する場合、具体の内容をご記入ください。
()

9 市町公営住宅入居者が、同一市町の他の公営住宅への転居することの可否について

市町公営住宅に入居されている障害当事者が、障害の進行等により、市町公営住宅の他のよりバリアフリー化された住戸へ移ることを希望された場合の対応についてお尋ねします。

- (1) このような希望者への対応は、次の何れに該当しますか。
- ア 申し込みの上、当選すれば認める。
 - イ 市町営住宅間の転居は認めない。
 - ウ 今は市町営住宅間の転居は認めていないが、取扱いを変更する予定である。
- (2) 上記(1)で認めると回答された場合、実績はありますか。
- ア 実績がある。
 - イ 実績はない。

※上記設問8及び9に関連する厚生労働省からの事務連絡を資料6として添付しています。

10 駅のバリアフリー化工事について

- (1) 鉄道駅のバリアフリー化工事の対象となる駅についてお尋ねします。
- ア 市町内に乗降客が5,000人以上/日の駅及び3,000人以上/日の駅がある。
 - イ 市町内に乗降客が3,000人以上/日の駅がある。
 - ウ 市町内に乗降客が3,000人未満/日の駅がある。
 - エ 市町内には駅がない。

(2) 上記(1)でア又はイに該当する場合、次の質問に回答してください。

乗降客が5,000人以上/日又は3,000人以上/日の駅でバリアフリー化されていない駅(工事着手済みを除く。)をそれぞれの欄にご記入ください。

ア 乗降客が5,000人以上/日のバリアフリー化工事が実施されていない駅名

()

イ 乗降客が3,000人以上/日のバリアフリー化工事が実施されていない駅名

()

※国の「鉄道駅のバリアフリー化推進支援制度については、次のホームページをごらんください。

<http://www.mlit.go.jp/common/000193132.pdf>

11 駅等に設置された障害者用トイレの使用時間に関する配慮について

駅の障害者用トイレが、終電前に閉鎖されているので困ったことがあるという意見がありましたのでお尋ねします。

(1) 公共交通の始発、終電等と障害者トイレの使用可能時間の設定は次の何れに該当しますか。

ア 始発、終電を考慮した使用時間の設定になっている。

イ 始発、終電を考慮した使用時間の設定になっていない。

ウ 現時点では確認できない。

(2) このことに関する改善策として次の何れが考えられますか。

ア 始発、終電を考慮した使用時間になるように管理者へ使用時間の配慮を依頼する。

イ その他

イに該当する場合、具体的内容をご記入ください。

()

12 手話言語条例の制定について

(1) 条例制定の状況は次の何れに該当しますか。

ア 条例を制定している。

イ 条例制定を予定している。

ウ 条例制定を検討している。又は検討することを予定している。

エ 条例制定の予定はない。

(2) 上記(1)でイ又はウと回答された場合、その時期等をご記入ください。

()

※今年11月27日、加東市で手話言語条例が議会で可決成立、神戸市では与党会派から議員提案されるというニュースがありました。

13 障害者差別禁止条例の制定について

(1) 条例制定の予定はありますか。

ア 条例制定を予定している。

イ 条例制定を検討している。又は検討することを予定している。

ウ 条例制定の予定はない。

(2) 上記(1)でアと回答された場合、その時期等をご記入ください。

14 障害者優先調達推進法に基づく優先発注の指針に関する取組について

(1) 優先発注の指針は制定していますか。

- ア 制定済みである。
- イ 制定中である。
- ウ 制定を検討している。
- エ 予定がない。

(2) (上記(1)でアと回答された場合、指針に基づく発注等の実績がありますか。

- ア 実績がある。
- イ 実績はない。

(3) 上記(1)でアと回答された場合、指針等をご提供くださいますようお願いいたします。

※上記設問に係る新聞記事を資料7として添付しています。

※URLは次のとおりです。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/youusencho-utatsu/dl/hou_gaiyo.pdf

VI 障害者の地域生活及び社会生活の推進など

障害者施策全般に関するご意見（課題やその対応方策等）がありましたら、ご記入ください。



調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

集計後に、ご報告させていただきます。